

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和2年12月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20201214	福島交通株式会社 (法人番号 9380001001389) 代表者武藤泰典	福島県福島市東浜町7番8号	白河営業所	福島県白河市会津町78番地5号	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	道路運送法(以下「法」)第9条の2第1項、法第27条第3項	令和元年7月30日及び8月5日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)乗務員台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)	6	6

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。